

社会福祉施設への退院受入支援事業に係る留意事項 (Q&A)

区分	質問	回答
1	退院受入支援(1名受け入れあたり10万円)の対象となる「社会福祉施設等」はどこまでが対象でしょうか。	高齢者施設においては、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、認知症グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が対象になります。なお、退院時に一定期間(10日程度)の受け入れを想定している場合や入所施設が併設の短期入所を経由して引き続き受け入れを予定している場合には、短期入所の形で受け入れる場合であっても当該退院受入支援の対象となります。
2	退院受入支援(1名受け入れあたり10万円)の対象となる患者はどのような方でしょうか。	<u>新型コロナウイルス感染症に感染して新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関に入院した者</u> であって、「退院患者の介護施設における適切な受入等 について(令和2年12月25日付厚生労働省事務連絡)」に示されている退院基準を満たして同医療機関から社会福祉施設等に退院する患者が対象になります。このため、新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関から一般の医療機関に退院(転院)し、その後社会福祉施設等に退院する場合は、本退院受入支援の対象とはなりませんので御留意ください。
3	退院時支援の対象となる患者を受け入れたことはどのように証明すれば良いのでしょうか。	<u>新型コロナウイルス感染症入院受入医療機関が発行する「退院基準満了証明」</u> により確認することを原則とします。 ただし、個別の事情により「退院基準満了証明」による確認ができない場合は、その事実を確認できる書類により確認することも可能としますので、個別に御相談ください。
4	退院時支援の対象となる患者を受け入れる際に(PCR)検査を実施して陰性が確認された場合には退院受入支援の対象にはならないのでしょうか。	(PCR)検査の実施の有無及び結果は退院支援の対象となるかどうかの判断に影響しませんので、(PCR)検査を実施して陰性が確認された場合でも本退院受入支援の対象になりますが、対象者は感染性が極めて低いことから検査を実施しなくても退院基準を満たすものであることを御理解いただき、早期の退院受入れに御協力いただきますようお願いいたします。
5	退院受入支援の対象期間は「緊急事態措置期間中」とありますが、実際に退院患者を受け入れた日が緊急事態措置期間中であることが必要でしょうか。	貴見のとおりです。退院患者を受け入れることが決まった日が緊急事態措置期間中であったとしても、実際に受け入れた日が緊急事態措置期間後であれば本退院受入支援の対象とはなりません。
6	退院時の受入方法としてはどのような対応をするのが良いのか。 また、1(2)に「10日間の入所(健康管理)を行うこと」との記載があるが、特別な健康管理の実施が要件となるのか。	「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」(令和2年6月30日付厚生労働省事務連絡)では、「他の入所者と同様に、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に留意すること」とされており、基本的には他の入所者と同様に <u>対応いただければ良いもの</u> と考えています。 また、本事業による支援金の支給に当たって特別な健康管理の実施を要件とするものではありません。